

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考
1	<b>第1章 総 則</b>	<b>第1章 総 則</b>	
	<b>第1節～3節 （略）</b>	<b>第1節～3節 （略）</b>	
2	<b>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</b> (略)	<b>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</b> (略)	
	1～2 (略)	1～2 (略)	
3	3 緊急事態における判断基準 (略)	3 緊急事態における判断基準 (略)	
	(1) (略)	(1) (略)	
	(2) 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level） (略)	(2) 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level） (略)	
	<u>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説</u> (資料3-2-6)	<u>女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画</u> (資料1-2-2)	・参照資料の整理 資料番号の整理
	<u>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報の基準</u> (資料3-2-3)	<u>原子力災害対策指針の緊急事態区分の判断及び防護措置実施の基準等</u> (資料1-4-1)	
	<u>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に係る基準</u> (資料3-2-4)		
	(表1-4-2 別紙のとおり)	(表1-4-2 別紙のとおり)	・原子力災害対策 指針の反映
	(略)	(略)	
8	<b>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</b> (略)	<b>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</b> (略)	
	○ (略)	○ (略)	
	○ <u>緊急時防護措置</u> を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）の考え方	○ <u>緊急防護措置</u> を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）の考え方	・原子力災害対策 指針の反映（以 下同じ）
	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述のEAL、OILに基づき、 <u>緊急時防護措置</u> を準備する区域で、「原子力施設から概ね30km」が目安となる。	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述のEAL、OILに基づき、 <u>緊急防護措置</u> を準備する区域で、「原子力施設から概ね30km」が目安となる。	

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考																
9	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>緊急時防護措置</b>を準備する区域（UPZ）</p> <table border="1" data-bbox="174 264 1005 515"> <thead> <tr> <th>重点区域を含む市町村</th> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川町</td> <td>大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小乗、<del>高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取</del>、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、大原北、清水一、清水二、清水三、宮ヶ崎、石浜東、石浜西、<del>桐ヶ崎、竹浦</del>、尾浦、御前浜、指ヶ浜、<del>出島、寺間、江島</del></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="174 547 1005 1439"> <thead> <tr> <th>重点区域を含む市町村</th> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石巻市</td> <td>(石巻) 日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2、日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1、日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、大手町、南光町第1、南光町第2、宜山町、門脇町一丁目、かどのわき東、かどのわき西、南浜町一丁目、南浜町二丁目第1、南浜町二丁目第2、南浜町三丁目第1、南浜町三丁目第2、南浜町四丁目第1、南浜町四丁目第2、羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2、羽黒町二丁目、中央一丁目第1、中央一丁目第2、中央二丁目第1、中央二丁目第2、中央三丁目、泉町一丁目第1、泉町一丁目第2、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2、泉町三丁目第1、泉町三丁目第2、泉町四丁目第1、泉町四丁目第2、立町一丁目、立町二丁目、穀町第1、穀町第2、千石町、鑄銭場、住吉町一丁目、住吉町二丁目第1、住吉町二丁目第2、駅前北通り一丁目、駅前北通り二丁目、駅前北通り三・四丁目、南中里三丁目、南中里四丁目、中里二・三丁目、中里五・七丁目、中里四丁目、中里六丁目、中里一丁目、南中里一丁目・二丁目、東中里一・二・三丁目、元倉一・二丁目、旭町第1、旭町第2、水押公営住宅、水押一丁目、水押二・三丁目、開北一丁目、開北二丁目第1、開北二丁目第2、開北三丁目、開北四丁目、<del>大橋一・二・三丁目</del>、水明北一丁目、水明北二丁目、水明北三丁目、水明南一丁目、水明南二丁目、清水町一丁目、清水町二丁目、新橋第1、新橋第2、山下町一丁目、山下町二丁目、田道町一丁目、田道町二丁目、錦町第1、錦町第2、西山町、末広町、双葉町第1、双葉町第2、貞山一丁目、貞山二丁目、貞山三・四・五丁目、明神山、上釜第1、上釜第2、下釜第2、下釜第3、下釜第4、下釜第5、上大街道第1北・東部、上大街道第1北・西部、上大街道第1南・東部、上大街道第1南・西部、上大街道第2、上大街道第3、下大街道第1、下大街道第2東、下大街道第2西、下大街道第3、下大街道第4東、下大街道第4西、不動町一丁目第1、不動町一丁目第2、不動町二丁目、藤の巻、八幡</td> </tr> </tbody> </table>	重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小乗、 <del>高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取</del> 、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、大原北、清水一、清水二、清水三、宮ヶ崎、石浜東、石浜西、 <del>桐ヶ崎、竹浦</del> 、尾浦、御前浜、指ヶ浜、 <del>出島、寺間、江島</del>	重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	石巻市	(石巻) 日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2、日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1、日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、大手町、南光町第1、南光町第2、宜山町、門脇町一丁目、かどのわき東、かどのわき西、南浜町一丁目、南浜町二丁目第1、南浜町二丁目第2、南浜町三丁目第1、南浜町三丁目第2、南浜町四丁目第1、南浜町四丁目第2、羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2、羽黒町二丁目、中央一丁目第1、中央一丁目第2、中央二丁目第1、中央二丁目第2、中央三丁目、泉町一丁目第1、泉町一丁目第2、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2、泉町三丁目第1、泉町三丁目第2、泉町四丁目第1、泉町四丁目第2、立町一丁目、立町二丁目、穀町第1、穀町第2、千石町、鑄銭場、住吉町一丁目、住吉町二丁目第1、住吉町二丁目第2、駅前北通り一丁目、駅前北通り二丁目、駅前北通り三・四丁目、南中里三丁目、南中里四丁目、中里二・三丁目、中里五・七丁目、中里四丁目、中里六丁目、中里一丁目、南中里一丁目・二丁目、東中里一・二・三丁目、元倉一・二丁目、旭町第1、旭町第2、水押公営住宅、水押一丁目、水押二・三丁目、開北一丁目、開北二丁目第1、開北二丁目第2、開北三丁目、開北四丁目、 <del>大橋一・二・三丁目</del> 、水明北一丁目、水明北二丁目、水明北三丁目、水明南一丁目、水明南二丁目、清水町一丁目、清水町二丁目、新橋第1、新橋第2、山下町一丁目、山下町二丁目、田道町一丁目、田道町二丁目、錦町第1、錦町第2、西山町、末広町、双葉町第1、双葉町第2、貞山一丁目、貞山二丁目、貞山三・四・五丁目、明神山、上釜第1、上釜第2、下釜第2、下釜第3、下釜第4、下釜第5、上大街道第1北・東部、上大街道第1北・西部、上大街道第1南・東部、上大街道第1南・西部、上大街道第2、上大街道第3、下大街道第1、下大街道第2東、下大街道第2西、下大街道第3、下大街道第4東、下大街道第4西、不動町一丁目第1、不動町一丁目第2、不動町二丁目、藤の巻、八幡	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>緊急防護措置</b>を準備する区域（UPZ）</p> <table border="1" data-bbox="1055 264 1886 515"> <thead> <tr> <th>重点区域を含む市町村</th> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川町</td> <td>大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小乗、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、大原北、清水一、清水二、清水三、宮ヶ崎、石浜東、石浜西、尾浦、御前浜、指ヶ浜、<del>江島</del></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1055 547 1886 1439"> <thead> <tr> <th>重点区域を含む市町村</th> <th>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石巻市</td> <td>(石巻) 日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2、日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1、日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、大手町、南光町第1、南光町第2、宜山町、門脇町一丁目、かどのわき東、かどのわき西、南浜町一丁目、南浜町二丁目第1、南浜町二丁目第2、南浜町三丁目第1、南浜町三丁目第2、南浜町四丁目第1、南浜町四丁目第2、羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2、羽黒町二丁目、中央一丁目第1、中央一丁目第2、中央二丁目第1、中央二丁目第2、中央三丁目、泉町一丁目第1、泉町一丁目第2、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2、泉町三丁目第1、泉町三丁目第2、泉町四丁目第1、泉町四丁目第2、立町一丁目、立町二丁目、穀町第1、穀町第2、千石町、鑄銭場、住吉町一丁目、住吉町二丁目第1、住吉町二丁目第2、駅前北通り一丁目、駅前北通り二丁目、駅前北通り三・四丁目、南中里三丁目、南中里四丁目、中里二・三丁目、中里五・七丁目、中里四丁目、中里六丁目、中里一丁目、南中里一丁目・二丁目、東中里一・二・三丁目、元倉一・二丁目、旭町第1、旭町第2、水押公営住宅、水押一丁目、水押二・三丁目、開北一丁目、開北二丁目第1、開北二丁目第2、開北三丁目、開北四丁目、<del>大橋一・三丁目、大橋二丁目</del>、水明北一丁目、水明北二丁目、水明北三丁目、水明南一丁目、水明南二丁目、清水町一丁目、清水町二丁目、新橋第1、新橋第2、山下町一丁目、山下町二丁目、田道町一丁目、田道町二丁目、錦町第1、錦町第2、西山町、末広町、双葉町第1、双葉町第2、貞山一丁目、貞山二丁目、貞山三・四・五丁目、明神山、<del>三河町</del>、上釜第1、上釜第2、<del>下釜第1東、下釜第1西</del>、下釜第2、下釜第3、下釜第4、下釜第5、上大街道第1北・東部、上大街道第1北・西部、上大街道第1南・東部、上大街道第1南・西部、上大街道第2、上大街道第3、下大街道第1、下大街道第2東、下大街道第2西、下大街道第3、下大街道第4東、下大街道第4西、不動町一丁目第1、不</td> </tr> </tbody> </table>	重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小乗、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、大原北、清水一、清水二、清水三、宮ヶ崎、石浜東、石浜西、尾浦、御前浜、指ヶ浜、 <del>江島</del>	重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	石巻市	(石巻) 日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2、日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1、日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、大手町、南光町第1、南光町第2、宜山町、門脇町一丁目、かどのわき東、かどのわき西、南浜町一丁目、南浜町二丁目第1、南浜町二丁目第2、南浜町三丁目第1、南浜町三丁目第2、南浜町四丁目第1、南浜町四丁目第2、羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2、羽黒町二丁目、中央一丁目第1、中央一丁目第2、中央二丁目第1、中央二丁目第2、中央三丁目、泉町一丁目第1、泉町一丁目第2、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2、泉町三丁目第1、泉町三丁目第2、泉町四丁目第1、泉町四丁目第2、立町一丁目、立町二丁目、穀町第1、穀町第2、千石町、鑄銭場、住吉町一丁目、住吉町二丁目第1、住吉町二丁目第2、駅前北通り一丁目、駅前北通り二丁目、駅前北通り三・四丁目、南中里三丁目、南中里四丁目、中里二・三丁目、中里五・七丁目、中里四丁目、中里六丁目、中里一丁目、南中里一丁目・二丁目、東中里一・二・三丁目、元倉一・二丁目、旭町第1、旭町第2、水押公営住宅、水押一丁目、水押二・三丁目、開北一丁目、開北二丁目第1、開北二丁目第2、開北三丁目、開北四丁目、 <del>大橋一・三丁目、大橋二丁目</del> 、水明北一丁目、水明北二丁目、水明北三丁目、水明南一丁目、水明南二丁目、清水町一丁目、清水町二丁目、新橋第1、新橋第2、山下町一丁目、山下町二丁目、田道町一丁目、田道町二丁目、錦町第1、錦町第2、西山町、末広町、双葉町第1、双葉町第2、貞山一丁目、貞山二丁目、貞山三・四・五丁目、明神山、 <del>三河町</del> 、上釜第1、上釜第2、 <del>下釜第1東、下釜第1西</del> 、下釜第2、下釜第3、下釜第4、下釜第5、上大街道第1北・東部、上大街道第1北・西部、上大街道第1南・東部、上大街道第1南・西部、上大街道第2、上大街道第3、下大街道第1、下大街道第2東、下大街道第2西、下大街道第3、下大街道第4東、下大街道第4西、不動町一丁目第1、不	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準 PAZ 区域の整理</li> <li>・PAZ との重複の削除</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準 PAZ 区域の整理</li> <li>・行政区の更新</li> </ul>
重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域																		
女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小乗、 <del>高白浜、横浦、大石原浜、野々浜、飯子浜、塚浜、小屋取</del> 、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、大原北、清水一、清水二、清水三、宮ヶ崎、石浜東、石浜西、 <del>桐ヶ崎、竹浦</del> 、尾浦、御前浜、指ヶ浜、 <del>出島、寺間、江島</del>																		
重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域																		
石巻市	(石巻) 日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2、日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1、日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、大手町、南光町第1、南光町第2、宜山町、門脇町一丁目、かどのわき東、かどのわき西、南浜町一丁目、南浜町二丁目第1、南浜町二丁目第2、南浜町三丁目第1、南浜町三丁目第2、南浜町四丁目第1、南浜町四丁目第2、羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2、羽黒町二丁目、中央一丁目第1、中央一丁目第2、中央二丁目第1、中央二丁目第2、中央三丁目、泉町一丁目第1、泉町一丁目第2、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2、泉町三丁目第1、泉町三丁目第2、泉町四丁目第1、泉町四丁目第2、立町一丁目、立町二丁目、穀町第1、穀町第2、千石町、鑄銭場、住吉町一丁目、住吉町二丁目第1、住吉町二丁目第2、駅前北通り一丁目、駅前北通り二丁目、駅前北通り三・四丁目、南中里三丁目、南中里四丁目、中里二・三丁目、中里五・七丁目、中里四丁目、中里六丁目、中里一丁目、南中里一丁目・二丁目、東中里一・二・三丁目、元倉一・二丁目、旭町第1、旭町第2、水押公営住宅、水押一丁目、水押二・三丁目、開北一丁目、開北二丁目第1、開北二丁目第2、開北三丁目、開北四丁目、 <del>大橋一・二・三丁目</del> 、水明北一丁目、水明北二丁目、水明北三丁目、水明南一丁目、水明南二丁目、清水町一丁目、清水町二丁目、新橋第1、新橋第2、山下町一丁目、山下町二丁目、田道町一丁目、田道町二丁目、錦町第1、錦町第2、西山町、末広町、双葉町第1、双葉町第2、貞山一丁目、貞山二丁目、貞山三・四・五丁目、明神山、上釜第1、上釜第2、下釜第2、下釜第3、下釜第4、下釜第5、上大街道第1北・東部、上大街道第1北・西部、上大街道第1南・東部、上大街道第1南・西部、上大街道第2、上大街道第3、下大街道第1、下大街道第2東、下大街道第2西、下大街道第3、下大街道第4東、下大街道第4西、不動町一丁目第1、不動町一丁目第2、不動町二丁目、藤の巻、八幡																		
重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域																		
女川町	大沢、浦宿一、浦宿二、浦宿三、針浜、旭が丘、上一、上二、上三、上四、上五、西一、西二、黄金、南、小乗、女川一、女川二、大原一、大原二、大原三、大原四、大原北、清水一、清水二、清水三、宮ヶ崎、石浜東、石浜西、尾浦、御前浜、指ヶ浜、 <del>江島</del>																		
重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域																		
石巻市	(石巻) 日和が丘一丁目第1、日和が丘一丁目第2、日和が丘二丁目、日和が丘三丁目第1、日和が丘三丁目第2、日和が丘四丁目、大手町、南光町第1、南光町第2、宜山町、門脇町一丁目、かどのわき東、かどのわき西、南浜町一丁目、南浜町二丁目第1、南浜町二丁目第2、南浜町三丁目第1、南浜町三丁目第2、南浜町四丁目第1、南浜町四丁目第2、羽黒町一丁目第1、羽黒町一丁目第2、羽黒町二丁目、中央一丁目第1、中央一丁目第2、中央二丁目第1、中央二丁目第2、中央三丁目、泉町一丁目第1、泉町一丁目第2、泉町二丁目第1、泉町二丁目第2、泉町三丁目第1、泉町三丁目第2、泉町四丁目第1、泉町四丁目第2、立町一丁目、立町二丁目、穀町第1、穀町第2、千石町、鑄銭場、住吉町一丁目、住吉町二丁目第1、住吉町二丁目第2、駅前北通り一丁目、駅前北通り二丁目、駅前北通り三・四丁目、南中里三丁目、南中里四丁目、中里二・三丁目、中里五・七丁目、中里四丁目、中里六丁目、中里一丁目、南中里一丁目・二丁目、東中里一・二・三丁目、元倉一・二丁目、旭町第1、旭町第2、水押公営住宅、水押一丁目、水押二・三丁目、開北一丁目、開北二丁目第1、開北二丁目第2、開北三丁目、開北四丁目、 <del>大橋一・三丁目、大橋二丁目</del> 、水明北一丁目、水明北二丁目、水明北三丁目、水明南一丁目、水明南二丁目、清水町一丁目、清水町二丁目、新橋第1、新橋第2、山下町一丁目、山下町二丁目、田道町一丁目、田道町二丁目、錦町第1、錦町第2、西山町、末広町、双葉町第1、双葉町第2、貞山一丁目、貞山二丁目、貞山三・四・五丁目、明神山、 <del>三河町</del> 、上釜第1、上釜第2、 <del>下釜第1東、下釜第1西</del> 、下釜第2、下釜第3、下釜第4、下釜第5、上大街道第1北・東部、上大街道第1北・西部、上大街道第1南・東部、上大街道第1南・西部、上大街道第2、上大街道第3、下大街道第1、下大街道第2東、下大街道第2西、下大街道第3、下大街道第4東、下大街道第4西、不動町一丁目第1、不																		

頁	現 行 (平成28年2月修正)	修 正 案	備 考
10	<p>町一丁目、八幡町二丁目、田町、湊町一丁目、湊町二丁目、湊町三丁目、湊町四丁目、吉野町一丁目第1、吉野町一丁目第2、吉野町二丁目、吉野町三丁目、御所入、大門町三・四丁目、明神町一・二丁目、伊原津、鹿妻北第1、鹿妻北第2、鹿妻北第3、鹿妻南一・二丁目、鹿妻南三・四・五丁目、松並、緑町、鹿妻公営住宅、<del>仮設水押球場団地、仮設大橋団地</del></p> <p>(渡波) 鹿松、際、原、千刈田、浜松町、東黄金浜、南黄金浜、栄田第1、栄田第2、松原町、大宮町、長浜町、幸町、渡波町一丁目、榎壇、渡波町二丁目、渡波町三丁目、三和町、後生橋・宇田川町、万石町、塩富町一丁目、塩富町二丁目、祝田1区、祝田2区、佐須、小竹浜、表沢田、流留、うしお町、垂水町、万石浦1区、万石浦2区、<del>仮設渡波第一団地、仮設渡波第二団地、仮設万石浦団地</del></p> <p>(稲井) 南境西部、南境東部、大瓜棚橋、大瓜亀山、大瓜井内、大瓜八津、大瓜入、高木西部、高木東部、水沼西部、水沼東部、真野内原、真野日向日影、真野小島、沼津、裏沢田、井内東部、井内西部、<del>仮設開成1・2団地、仮設開成3・4・5・6・14団地、仮設開成7・8団地、仮設南境第7団地第1、仮設南境第7団地第2、仮設南境第7団地第3、仮設開成第9・10・13団地</del></p> <p>(荻浜) 折浜、蛤浜、桃浦、月浦、侍浜、<del>荻浜、小積浜、牧浜、竹浜、狐崎浜、鹿立浜、福貴浦</del></p> <p>(蛇田) 新橋、境谷地、丸井戸第1、丸井戸第2、中埜第1、中埜第2、谷地第1、谷地第2、谷地第3、新谷地前、上第1、上第2、<del>太田切、</del>福村、裏、沖、仲、浜江場、東前沼第1、東前沼第2、新下前沼、向陽町一丁目、向陽町二丁目第1、向陽町二丁目第2、向陽町三丁目、向陽町四丁目、向陽町五丁目第1、向陽町五丁目第2、あけぼの、仮設蛇田中央団地</p> <p>(田代) <del>大泊、仁斗田</del></p>	<p>動町一丁目第2、不動町二丁目、藤の巻、八幡町一丁目、八幡町二丁目、田町、湊町一丁目、湊町二丁目、湊町三丁目、湊町四丁目、吉野町一丁目第1、吉野町一丁目第2、吉野町二丁目、吉野町三丁目、御所入、<del>中瀬、川口町一丁目、川口町二丁目、川口町三丁目、魚町一丁目、魚町二丁目、大門町一丁目、大門町二丁目、</del>大門町三・四丁目、明神町一・二丁目、伊原津、鹿妻北第1、鹿妻北第2、鹿妻北第3、鹿妻南一・二丁目、鹿妻南三・四・五丁目、松並、緑町、鹿妻公営住宅</p> <p>(渡波) 鹿松、際、原、千刈田、浜松町、東黄金浜、南黄金浜、栄田第1、栄田第2、松原町、大宮町、長浜町、幸町、渡波町一丁目、榎壇、渡波町二丁目、渡波町三丁目、三和町、後生橋・宇田川町、万石町、塩富町一丁目、塩富町二丁目、祝田1区、祝田2区、佐須、小竹浜、表沢田、流留、うしお町、垂水町、万石浦1区、万石浦2区</p> <p>(稲井) 南境西部、南境東部、<del>美園第1、美園第2、</del>大瓜棚橋、大瓜亀山、大瓜井内、大瓜八津、大瓜入、高木西部、高木東部、水沼西部、水沼東部、真野内原、真野日向日影、真野小島、沼津、裏沢田、井内東部、井内西部</p> <p>(荻浜) 折浜、蛤浜、桃浦、月浦、侍浜、<del>牧浜、竹浜、狐崎浜、鹿立浜、福貴浦</del></p> <p>(蛇田) 新橋、境谷地、丸井戸第1、丸井戸第2、中埜第1、中埜第2、谷地第1、谷地第2、谷地第3、新谷地前、上第1、上第2、福村、裏、沖、仲、<del>新立野第一住宅、新立野第二住宅、新立野第2、恵み野東、恵み野西、</del>浜江場、東前沼第1、東前沼第2、新下前沼、向陽町一丁目、向陽町二丁目第1、向陽町二丁目第2、向陽町三丁目、向陽町四丁目、向陽町五丁目第1、向陽町五丁目第2、<del>わかば、あけぼの、あけぼの北</del></p> <p>(田代) <del>大泊、仁斗田</del></p>	<p>・PAZ との重複の削除</p>

頁	現 行 (平成28年2月修正)	修 正 案	備 考
11	<p>(河北) 成田、飯野川仲町、飯野川上町、飯野川本町、旧屋敷、五味、元相野谷、中島上、中島下、中野、牧野巣、皿貝、馬鞍、五十五人、鶴家、沢田崎山、川の上、後谷地、吉野、岩崎、飯野本地、飯野新田、北境、東福田、大土、梨木舟渡、大森、辻堂、三輪田上、三輪田中、三輪田下、福地、横川、谷地、針岡第一、針岡第二、<del>入釜谷、<u>仮設飯野川校団地、仮設追波川多目的団地、仮設大森第1、2団地、仮設大森第3団地、仮設大森第4団地</u></del></p> <p>(雄勝) 名振、<u>荒</u>、船越、大須上、大須下、大須船隠、熊沢、羽坂、桑浜、立浜、大浜、雄勝、水浜</p> <p>(河南) 根方、黒沢、駅前、定川、山崎、和渕山根、和渕町上、和渕町、笈入、中山・上谷地、梅木、新田町、四家、本町、道的・三軒谷地、谷地中、曾波神、中埜、山根、しらすぎ台、沢田、館、糠塚、砂押、柏木、町下、町上、新田、青木、朝日、大番所、大沢、箱清水、表沢、俵庭、小崎、<del>仮設押切沼団地、仮設しらすぎ台団地、仮設東北電子団地、仮設旭化成団地、仮設前山団地、仮設糠塚団地</del></p> <p>(桃生) 倉埜、深山・牛田、寺崎舟場、寺崎上、寺崎下、中津山上、中津山下・四軒、城内館下、城内嶺、新田上、新田下、給人町上、給人町下、神取上、神取下、高須賀下、高須賀上、小池、太田西、拾貫、入沢、檜崎東・山田、檜崎西、永井、裏永井、<del>仮設永井・倉埜団地、仮設桃生中津山団地、仮設城内団地</del></p> <p>(北上) 橋浦本地、橋浦大須上、橋浦大須下、<u>長尾上、長尾下</u>、行人前、二丁谷地、泉沢、中原、要害、大上、<u>追波上、追波下</u>、吉浜、月浜、長塩谷、白浜、小室、小泊、大室、相川上、相川下、小指、大指、小滝、<del>こっこり団地</del></p> <p>(牡鹿) <u>鮎川第1、鮎川第3、鮎川第5、鮎川第6、金華山、新山、長渡中小路、長渡根組、網地、十八成、小渕、給分、大原、小網倉、谷川、夫谷川、鮎浦、泊、前網、寄磯、鮎川小学校団地</u></p>	<p>(河北) 成田、飯野川仲町、飯野川上町、飯野川本町、旧屋敷、五味、元相野谷、中島上、中島下、中野、牧野巣、皿貝、馬鞍、五十五人、鶴家、沢田崎山、川の上、後谷地、吉野、岩崎、飯野本地、飯野新田、北境、東福田、大土、梨木舟渡、大森、辻堂、三輪田上、三輪田中、三輪田下、福地、横川、谷地、針岡第一、針岡第二、<u>間垣、長面、尾崎、釜谷</u></p> <p>(雄勝) 名振、<u>船越荒</u>、船越、大須上、大須下、大須船隠、熊沢、羽坂、桑浜、立浜、大浜、雄勝、水浜</p> <p>(河南) 根方、黒沢、駅前、定川、山崎、和渕山根、和渕町上、和渕町、笈入、中山・上谷地、梅木、新田町、四家、本町、道的・三軒谷地、谷地中、曾波神、中埜、山根、しらすぎ台、沢田、館、糠塚、砂押、柏木、町下、町上、新田、青木、朝日、大番所、大沢、箱清水、表沢、俵庭、小崎</p> <p>(桃生) 倉埜、深山・牛田、寺崎舟場、寺崎上、寺崎下、中津山上、中津山下・四軒、城内館下、城内嶺、新田上、新田下、給人町上、給人町下、神取上、神取下、高須賀下、高須賀上、小池、太田西、拾貫、入沢、檜崎東・山田、檜崎西、永井、裏永井</p> <p>(北上) 橋浦本地、橋浦大須上、橋浦大須下、<u>長尾</u>、行人前、二丁谷地、泉沢、中原、要害、大上、<u>追波</u>、吉浜、月浜、長塩谷、白浜、小室、小泊、大室、相川上、相川下、小指、大指、小滝</p> <p>(牡鹿) <u>鮎川第1<sup>*</sup>、鮎川第2<sup>*</sup>、鮎川第3<sup>*</sup>、鮎川第4<sup>*</sup>、鮎川第5<sup>*</sup>、鮎川第6<sup>*</sup>、金華山<sup>*</sup>、新山<sup>*</sup>、長渡中小路<sup>*</sup>、長渡根組<sup>*</sup>、網地<sup>*</sup>、十八成<sup>*</sup>、小渕<sup>*</sup>、給分<sup>*</sup>、大原<sup>*</sup>、小網倉<sup>*</sup></u></p>	<p>・PAZ との重複の削除</p>
	登米市 (略)	登米市 (略)	

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考																
12	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1439 327 1522">東松島市</td> <td data-bbox="327 1439 1039 1522">                     (矢本)                      上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、<u>あおい</u>、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、二反走、上小松、沢田、前里、小松南、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二                       (鳴瀬)                      小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、<u>旧浜市</u>、中下、新町、亀岡東、亀岡南、大浜、室浜                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1522 327 1544">浦谷町</td> <td data-bbox="327 1522 1039 1544">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1544 327 1567">美里町</td> <td data-bbox="327 1544 1039 1567">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1567 327 1589">南三陸町</td> <td data-bbox="327 1567 1039 1589">(略)</td> </tr> </table> <p>(追加)</p> <p><b>第5節の2 (略)</b></p> <p><b>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</b></p> <p>(略)</p>	東松島市	(矢本) 上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、 <u>あおい</u> 、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、二反走、上小松、沢田、前里、小松南、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二  (鳴瀬) 小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、 <u>旧浜市</u> 、中下、新町、亀岡東、亀岡南、大浜、室浜	浦谷町	(略)	美里町	(略)	南三陸町	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1039 1439 1207 1522">東松島市</td> <td data-bbox="1207 1439 1919 1522">                     (矢本)                      上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、<u>あおい一、あおい二、あおい三</u>、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、二反走、上小松、沢田、前里、小松南、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二                       (鳴瀬)                      小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、<u>浜市上、浜市下</u>、中下、新町、亀岡東、亀岡南、大浜、室浜                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1039 1522 1207 1544">浦谷町</td> <td data-bbox="1207 1522 1919 1544">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1039 1544 1207 1567">美里町</td> <td data-bbox="1207 1544 1919 1567">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1039 1567 1207 1589">南三陸町</td> <td data-bbox="1207 1567 1919 1589">(略)</td> </tr> </table> <p><b>※地理的状況を勘案し、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域</b></p> <p><b>第5節の2 (略)</b></p> <p><b>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</b></p> <p>(略)</p>	東松島市	(矢本) 上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、 <u>あおい一、あおい二、あおい三</u> 、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、二反走、上小松、沢田、前里、小松南、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二  (鳴瀬) 小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、 <u>浜市上、浜市下</u> 、中下、新町、亀岡東、亀岡南、大浜、室浜	浦谷町	(略)	美里町	(略)	南三陸町	(略)	<p>・ 関係市町の広域避難計画を反映</p>
東松島市	(矢本) 上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、 <u>あおい</u> 、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、二反走、上小松、沢田、前里、小松南、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二  (鳴瀬) 小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、 <u>旧浜市</u> 、中下、新町、亀岡東、亀岡南、大浜、室浜																		
浦谷町	(略)																		
美里町	(略)																		
南三陸町	(略)																		
東松島市	(矢本) 上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、 <u>あおい一、あおい二、あおい三</u> 、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、二反走、上小松、沢田、前里、小松南、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二  (鳴瀬) 小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、 <u>浜市上、浜市下</u> 、中下、新町、亀岡東、亀岡南、大浜、室浜																		
浦谷町	(略)																		
美里町	(略)																		
南三陸町	(略)																		
13	1～5 (略)	1～5 (略)																	
14	6 指定地方行政機関	6 指定地方行政機関																	
15	<p>(追加)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1039 1567 1229 1589">機関名</th> <th data-bbox="1229 1567 1919 1589">事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1039 1589 1229 1596">国土地理院東北地方測量部</td> <td data-bbox="1229 1589 1919 1596">                     1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。                      2 復旧測量等の実施に関すること。                 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	国土地理院東北地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 2 復旧測量等の実施に関すること。	<p>・ 関係機関の追加</p>												
機関名	事務又は業務																		
国土地理院東北地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 2 復旧測量等の実施に関すること。																		
16	7～11 (略)	7～11 (略)																	
17	<b>第7～8節 (略)</b>	<b>第7～8節 (略)</b>																	

頁	現 行 (平成28年2月修正)	修 正 案	備 考
18	<p align="center"><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p><b>第1～3節 (略)</b></p> <p><b>第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地方放射線モニタリング対策官</u>との連携</p> <p>県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備に係る協力、緊急時モニタリング、他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、<u>地方放射線モニタリング対策官</u>と密接な連携を図り、実施するものとする。</p>	<p align="center"><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p><b>第1～3節 (略)</b></p> <p><b>第4節 原子力防災専門官及び<u>上席放射線防災専門官</u>との連携</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>上席放射線防災専門官</u>との連携</p> <p>県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備に係る協力、緊急時モニタリング、他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、<u>上席放射線防災専門官</u>と密接な連携を図り、実施するものとする。</p>	<p>・原子力規制庁の組織改編（以下同じ）</p>
19	<p><b>第5節 (略)</b></p> <p><b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p>	<p><b>第5節 (略)</b></p> <p><b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p>	
20	<p>2 情報の分析整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>(略)</p> <p>○ 原子力発電所に関する資料</p> <p>イ 原子力事業者防災業務計画等（資料1-2-1～2）</p> <p>ロ 女川原子力発電所施設の状況（<u>資料1-4-1</u>）</p> <p>ハ 女川原子力発電所プラント系統図（<u>資料1-4-2</u>）</p>	<p>2 情報の分析整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県は、平常時より原子力防災関連情報（<u>大気中放射性物質拡散計算を含む。</u>）の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>(略)</p> <p>○ 原子力発電所に関する資料</p> <p>イ 原子力事業者防災業務計画等（資料1-2-1～2）</p> <p>ロ 女川原子力発電所施設の状況（<u>資料2-6-1</u>）</p> <p>ハ 女川原子力発電所プラント系統図（<u>資料2-6-2</u>）</p>	<p>・防災基本計画の反映</p> <p>・資料番号の整理</p>

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考
21	<p>◎ 社会環境に関する資料</p> <p>イ 種々の縮尺の原子力発電所周辺地域図 <u>(資料1-4-3)</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>人口に関する資料 <u>(資料2-3-1~5)</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>道路及び陸上輸送に関する資料 <u>(資料2-3-6~9)</u>            港湾及び海上輸送に関する資料 <u>(資料2-3-10~13)</u>            ヘリポート及び航空輸送に関する資料 <u>(資料2-6-14~16)</u></p> <p>ニ 避難所等及び屋内退避に適するコンクリート建物及びあらかじめ定める避難計画（位置、<u>収容</u>能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>避難者<u>収容</u>施設に関する資料 <u>(資料2-3-17~18)</u></p> <p>ホ (略)</p> <p>周辺地域の配慮すべき施設に関する資料 <u>(資料2-3-19)</u></p> <p>ヘ 原子力災害医療施設（原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターそれぞれに関する、位置、<u>収容</u>能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。）(略)</p> <p>原子力災害医療施設に関する資料 <u>(資料2-3-20~22)</u></p> <p>ト 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法</p> <p>物資等の調達に関する資料 <u>(資料2-3-23~24)</u></p> <p>◎ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>イ (略)</p> <p>気象・海象に関する資料 <u>(資料2-3-25~27)</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>平常時環境放射線モニタリングに関する資料 <u>(資料2-3-28~31)</u></p>	<p>◎ 社会環境に関する資料</p> <p>イ 種々の縮尺の原子力発電所周辺地域図 <u>(資料2-6-3)</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>人口に関する資料 <u>(資料2-6-4~8)</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>道路及び陸上輸送に関する資料 <u>(資料2-6-9~12)</u>            港湾及び海上輸送に関する資料 <u>(資料2-6-13~16)</u>            ヘリポート及び航空輸送に関する資料 <u>(資料2-6-17~19)</u></p> <p>ニ 避難所等及び屋内退避に適するコンクリート建物及びあらかじめ定める避難計画（位置、<u>受入</u>能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>避難者<u>受入</u>施設に関する資料 <u>(資料2-6-20~21)</u></p> <p>ホ (略)</p> <p>周辺地域の配慮すべき施設に関する資料 <u>(資料2-6-22)</u></p> <p>ヘ 原子力災害医療施設（原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターそれぞれに関する、位置、<u>受入</u>能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。）(略)</p> <p>原子力災害医療施設に関する資料 <u>(資料2-6-23~25)</u></p> <p>ト 対策拠点施設周辺地域の<u>生活関連物資</u>、飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法</p> <p>物資等の調達に関する資料 <u>(資料2-6-26~27)</u></p> <p>◎ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>イ (略)</p> <p>気象・海象に関する資料 <u>(資料2-6-28~30)</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>平常時環境放射線モニタリングに関する資料 <u>(資料2-6-31~34)</u></p>	<p>・資料番号の整理</p> <p>・資料番号の整理</p> <p>・資料番号の整理</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・資料番号の整理</p> <p>・資料番号の整理</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・資料番号の整理</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・資料番号の整理</p> <p>・資料番号の整理</p> <p>・資料番号の整理</p>

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考
22	ハ （略） <u>飲料水</u> に関する資料 <u>（資料2-3-32～33）</u> ニ （略） 農林水産物に関する資料 <u>（資料2-3-34～40）</u> ホ （略） 線量換算係数等 <u>（資料2-15-1）</u> ◎～◎ （略）	ハ （略） <u>水道</u> に関する資料 <u>（資料2-6-35～36）</u> ニ （略） 農林水産物に関する資料 <u>（資料2-6-37～43）</u> ホ （略） 線量換算係数等 <u>（資料2-6-44）</u> ◎～◎ （略）	・資料名の適正化 資料番号の整理  ・資料番号の整理  ・資料番号の整理
23	3 通信手段の確保 （略） （1） （略） （2） 通信手段・経路の多様化 ◎～◎ （略） ◎ 保守点検の実施 （略） 通信連絡設備等に関する資料 <u>（資料2-3-41～45）</u> 参照	3 通信手段の確保 （略） （1） （略） （2） 通信手段・経路の多様化 ◎～◎ （略） ◎ 保守点検の実施 （略） 通信連絡設備等に関する資料 <u>（資料2-6-45～49）</u> 参照	・資料番号の整理
24	<b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b> （略） 1～3 （略） 4 対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制 （1） （略）	<b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b> （略） 1～3 （略） 4 対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制 （1） （略）	

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考
25	<p>(2) 原子力災害合同対策協議会の構成員</p> <p>原子力災害合同対策協議会は、国の原子力災害現地対策本部長及び県の現地災害対策本部長並びに関係市町及び原子力事業者の代表者等から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人放射線医学総合研究所（以下「放射線医学総合研究所」という。）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会の県の構成員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 応援要請等に基づく受け入れ体制</p> <p>(1) 広域的な応援協力体制等</p> <p>◎ 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>◎ (略)</p> <p>広域応援協定等 <a href="#">(資料2-4-1)</a> 参照</p>	<p>(2) 原子力災害合同対策協議会の構成員</p> <p>原子力災害合同対策協議会は、国の原子力災害現地対策本部長及び県の現地災害対策本部長並びに関係市町及び原子力事業者の代表者等から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会の県の構成員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 応援要請等に基づく受け入れ体制</p> <p>(1) 広域的な応援協力体制等</p> <p>◎ 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>◎ (略)</p> <p>広域応援協定等 <a href="#">(資料2-7-1)</a> 参照</p>	<p>・体制変更の反映</p>
26	<p>9～10 (略)</p> <p>11 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 安全確保のための資機材の整備</p> <p>(略)</p> <p>放射線防護資機材等の整備状況 <a href="#">(資料2-4-2)</a> 参照</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>9～10 (略)</p> <p>11 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 安全確保のための資機材の整備</p> <p>(略)</p> <p>放射線防護資機材等の整備状況 <a href="#">(資料2-7-2)</a> 参照</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・資料番号の整理</p> <p>・資料番号の整理</p>

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考
27	<p><b>第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報伝達手段の整備 (略) 広報設備等の状況 <u>(資料2-5-1)</u> 参照</p> <p>3 (略)</p> <p>4 要配慮者への情報伝達体制の整備</p> <p>県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係市町と連携し <u>災害対策基本法第8条第2項第1-5号に定める要配慮者（以下「要配慮者」という。）</u>及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 多様なメディアの活用体制の整備</p> <p>県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ、データ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。この際、<u>災害情報共有システム（Lアラート）</u>を活用するものとする。</p> <p>報道機関一覧 <u>(資料2-5-2)</u> 参照</p> <p><b>第9節 モニタリング体制等</b></p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>(略)</p> <p>県所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況 <u>(資料2-6-1)</u> 参照 東北電力(株)所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況 <u>(資料2-6-2)</u> 参照</p>	<p><b>第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報伝達手段の整備 (略) 広報設備等の状況 <u>(資料2-8-1)</u> 参照</p> <p>3 (略)</p> <p>4 要配慮者<u>等</u>への情報伝達体制の整備</p> <p>県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係市町と連携し <u>要配慮者</u>及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 多様なメディアの活用体制の整備</p> <p>県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ、データ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。この際、<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>を活用するものとする。</p> <p>報道機関一覧 <u>(資料2-8-2)</u> 参照</p> <p><b>第9節 モニタリング体制等</b></p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>(略)</p> <p>県所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況 <u>(資料2-9-1)</u> 参照 東北電力(株)所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況 <u>(資料2-9-2)</u> 参照</p>	<p>・資料番号の整理</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・第2章第6節2(3)㊦ロで定義済み</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・資料番号の整理</p>
28	<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>(略)</p> <p>県所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況 <u>(資料2-6-1)</u> 参照 東北電力(株)所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況 <u>(資料2-6-2)</u> 参照</p>	<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>(略)</p> <p>県所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況 <u>(資料2-9-1)</u> 参照 東北電力(株)所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況 <u>(資料2-9-2)</u> 参照</p>	<p>・資料番号の整理</p>

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考
29	<p>環境放射線監視システム図 <u>(資料2-6-3)</u> 参照 気象・海象観測機器の整備状況 <u>(資料2-6-4)</u> 参照</p> <p>3～6 (略)</p> <p><b>第10節 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</b></p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺<u>モニター</u>等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制の整備を推進するものとする。</p> <p><b>第11～12節 (略)</b></p> <p><b>第13節 避難<u>収容</u>活動体制の整備</b></p> <p>1 避難等計画の作成についての支援及び調整</p> <p>(1) 避難等計画の作成支援</p> <p>(略)</p> <p>◎ (略)</p> <p>◎ U P Z内避難等計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画の策定にあたっては、先行して行われるP A Z内の住民避難が円滑に行われるよう配慮する。</p> <p>◎ (略)</p> <p>(2) 関係市町の講じておく措置</p> <p>(略)</p> <p>◎ 防災対策に係る行政区画（行政区）ごとに把握し、又は定めておく事項 イ、ロ (略) ハ 放射線防護対策施設及び屋内退避施設（名称、所在地、<u>収容</u>可能人員数） ニ、ホ (略)</p>	<p>環境放射線監視システム図 <u>(資料2-9-3)</u> 参照 気象・海象観測機器の整備状況 <u>(資料2-9-4)</u> 参照</p> <p>3～6 (略)</p> <p><b>第10節 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</b></p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺<u>モニタ</u>等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制の整備を推進するものとする。</p> <p><b>第11～12節 (略)</b></p> <p><b>第13節 避難<u>受入</u>活動体制の整備</b></p> <p>1 避難等計画の作成についての支援及び調整</p> <p>(1) 避難等計画の作成支援</p> <p>(略)</p> <p>◎ (略)</p> <p>◎ U P Z内避難等計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画の策定にあたっては、先行して行われるP A Z内の住民避難が円滑に行われるよう配慮する。 <u>なお、U P Z内の区域でも、離島部やP A Z内を通過しなければ避難ができない半島部等については、その地理的状況を勘案し、P A Zに準じた避難等の防護措置を準備する区域として配慮するものとする。</u></p> <p>◎ (略)</p> <p>(2) 関係市町の講じておく措置</p> <p>(略)</p> <p>◎ 防災対策に係る行政区画（行政区）ごとに把握し、又は定めておく事項 イ、ロ (略) ハ 放射線防護対策施設及び屋内退避施設（名称、所在地、<u>受入</u>可能人員数） ニ、ホ (略)</p>	<p>・ 防災基本計画の反映</p> <p>・ 記載の適正化</p>
30	<p>◎ U P Z内避難等計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画の策定にあたっては、先行して行われるP A Z内の住民避難が円滑に行われるよう配慮する。</p> <p>◎ (略)</p> <p>(2) 関係市町の講じておく措置</p> <p>(略)</p> <p>◎ 防災対策に係る行政区画（行政区）ごとに把握し、又は定めておく事項 イ、ロ (略) ハ 放射線防護対策施設及び屋内退避施設（名称、所在地、<u>収容</u>可能人員数） ニ、ホ (略)</p>	<p>◎ U P Z内避難等計画に係る考え方 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画の策定にあたっては、先行して行われるP A Z内の住民避難が円滑に行われるよう配慮する。 <u>なお、U P Z内の区域でも、離島部やP A Z内を通過しなければ避難ができない半島部等については、その地理的状況を勘案し、P A Zに準じた避難等の防護措置を準備する区域として配慮するものとする。</u></p> <p>◎ (略)</p> <p>(2) 関係市町の講じておく措置</p> <p>(略)</p> <p>◎ 防災対策に係る行政区画（行政区）ごとに把握し、又は定めておく事項 イ、ロ (略) ハ 放射線防護対策施設及び屋内退避施設（名称、所在地、<u>受入</u>可能人員数） ニ、ホ (略)</p>	<p>・ 市町広域避難計画の反映</p> <p>・ 記載の適正化</p>

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考
	<p>◎ （略）</p> <p>2 避難所等の整備についての助言</p> <p>（1）避難所等の整備</p> <p>県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所・避難場所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。</p> <p>避難所・避難場所等の確保に当っては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い及び男女双方の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p>	<p>◎ （略）</p> <p>2 避難所等の整備についての助言</p> <p>（1）避難所等の整備</p> <p>県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を、その管理者の同意を得て避難所・避難場所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。</p> <p>避難所・避難場所等の確保に当っては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、避難等の場所として指定された建物については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い及び男女双方の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p>	<p>・記載の適正化</p>
31	<p>（2）～（9） （略）</p>	<p>（2）～（9） （略）</p>	
32	<p>3～5 （略）</p>	<p>3～5 （略）</p>	
	<p>6 住民等の避難状況の確認体制の整備についての助言</p> <p>県は、関係市町に対し、関係市町が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言するものとする。</p>	<p>6 住民等の避難状況の確認体制の整備についての助言</p> <p>県は、関係市町に対し、関係市町が屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、指示等（以下、「屋内退避又は避難の勧告等」という。）を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言するものとする。</p>	<p>・防災基本計画の反映及び記載の適正化</p>
33	<p>7、8 （略）</p>	<p>7、8 （略）</p>	
	<p>9 避難所・避難方法等の周知についての助言</p> <p>県は、関係市町等に対し、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難等計画を関係市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携のうえ、警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p><b>第14節 （略）</b></p>	<p>9 避難所・避難方法等の周知についての助言</p> <p>県は、関係市町等に対し、避難や避難退域時検査及び簡易除染、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難等計画を関係市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携のうえ、警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p><b>第14節 （略）</b></p>	<p>・原子力災害対策指針の反映</p>

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考
34	<p><b>第15節 緊急輸送活動体制の整備</b></p> <p>1 専門家の輸送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、日本原子力研究開発機構、<u>放射線医学総合研究所</u>、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への輸送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 輸送拠点等の把握</p> <p>（1）輸送拠点等の把握</p> <p>県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき<u>輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）</u>・集積拠点について把握・点検し、<u>緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。</u><del>また、県は国と連携し、</del>これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>（2）～（9）（略）</p>	<p><b>第15節 緊急輸送活動体制の整備</b></p> <p>1 専門家の輸送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、日本原子力研究開発機構、<u>量子科学技術研究開発機構</u>、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への輸送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 輸送拠点等の把握</p> <p>（1）輸送拠点等の把握</p> <p>県<u>及び関係機関</u>は、多重化や代替性・<u>利便性</u>を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき<u>道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点</u>・集積拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、<u>県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を</u>経て、<u>各避難所に支援物資を届ける</u>緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>（2）～（9）（略）</p>	<p>・体制変更の反映</p> <p>・防災基本計画の反映</p>
35	<p><b>第16節</b>（略）</p> <p><b>第17節 原子力災害医療体制等の整備</b></p> <p>県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等を実施するため、<u>原子力災害医療活動マニュアル</u>等の策定及び修正、放射線測定資機材等の整備、医療要員の確保及び関係機関との協力体制の確立等原子力災害医療実施体制を整備するものとする。また、県は、原子力発電所内で発生した労働災害（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性のある負傷者が発生した場合、その他社会的影響等を考慮し、県において必要と認めた場合に限る。）に対処できるよう同様の体制を整備するものとする。</p> <p>1 <u>原子力災害医療活動マニュアル</u>等の策定及び修正</p> <p>県は、原子力災害対策指針等に基づき、<u>原子力災害医療活動マニュアル</u>等を策定するものとし、必要に応じて修正するものとする。</p> <p>2 医療活動用資機材等の整備</p>	<p><b>第16節</b>（略）</p> <p><b>第17節 原子力災害医療体制等の整備</b></p> <p>県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等を実施するため、<u>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル</u>等の策定及び修正、放射線測定資機材等の整備、医療要員の確保及び関係機関との協力体制の確立等原子力災害医療実施体制を整備するものとする。また、県は、原子力発電所内で発生した労働災害（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性のある負傷者が発生した場合、その他社会的影響等を考慮し、県において必要と認めた場合に限る。）に対処できるよう同様の体制を整備するものとする。</p> <p>1 <u>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル</u>等の策定及び修正</p> <p>県は、原子力災害対策指針等に基づき、<u>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル</u>等を策定するものとし、必要に応じて修正するものとする。</p> <p>2 医療活動用資機材等の整備</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考
36	<p>(1) 放射線測定資機材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>原子力災害医療施設等の整備状況 <u>(資料2-10-1)</u> 参照</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 原子力災害医療派遣チーム派遣要請体制</p> <p>県は、原子力災害医療体制の充実を図るため、他立地道府県等の原子力災害拠点病院が<u>所有</u>する原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 広域的な原子力災害医療体制の構築</p> <p>県は、国と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する<u>原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院</u>における広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。</p> <p>6 関係機関との連携</p> <p>県は、<u>原子力災害医療</u>の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p>	<p>(1) 放射線測定資機材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>原子力災害医療資機材等の整備状況 <u>(資料2-17-1)</u> 参照</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 原子力災害医療派遣チーム派遣要請体制</p> <p>県は、原子力災害医療体制の充実を図るため、他立地道府県等の原子力災害拠点病院が<u>配置</u>する原子力災害医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 広域的な原子力災害医療体制の構築</p> <p>県は、国と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する<u>原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関</u>における広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。</p> <p>6 関係機関との連携</p> <p>県は、<u>被ばく医療及び救急・災害医療</u>の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p>	<p>・資料番号の整理</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化(防災基本計画の表現反映)</p>
37	<p>7 (略)</p> <p><b>第18節 (略)</b></p>	<p>7 (略)</p> <p><b>第18節 (略)</b></p>	
38	<p><b>第19節 行政機関の業務継続計画の策定</b></p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が<u>避難のための立ち退きの勧告又は指示</u>を受けた地域に含まれた場合の退避先の確保を進めるとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うも</p>	<p><b>第19節 行政機関の業務継続計画の策定</b></p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が<u>避難のための立ち退きの勧告、指示等（以下、「避難勧告等」という。）</u>を受けた地域に含まれた場合の退避先の確保を進めるとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検</p>	<p>・記載の適正化</p>

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考
<p>39 40    41</p>	<p>のとする。</p> <p><b>第20節～22節</b> (略)</p> <p><b>第23節 原子力発電所上空の飛行規制</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 航空自衛隊の措置</p> <p>(略)</p> <p>航空自衛隊が実施する措置 <u>(資料2-14-1)</u> 参照</p> <p><b>第24～25節</b> (略)</p>	<p>証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p> <p><b>第20節～22節</b> (略)</p> <p><b>第23節 原子力発電所上空の飛行規制</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 航空自衛隊の措置</p> <p>(略)</p> <p>航空自衛隊が実施する措置 <u>(資料2-23-1)</u> 参照</p> <p><b>第24～25節</b> (略)</p>	<p>・資料番号の整理</p>



頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考
44	<p>①～③ （略）</p> <p>④ 県は、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項について、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう促すことなどに留意した上で、<u>関係周辺市町及び関係する市町村並びに</u>関係する指定地方行政機関及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。この際、国からP A Zを含む市町に通報連絡された情報と同様の情報について、U P Zを含む市町に連絡するものとする。</p> <p>⑤、⑥ （略）</p> <p><del>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（資料3-2-6）参照</del></p> <p><del>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報（特定事象発生通報）の基準（資料3-2-3参照）</del></p> <p><del>原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（資料3-2-4参照）</del></p> <p><del>通信連絡先一覧（資料3-2-5）参照</del></p> <p>(2) （略）</p> <p>3 関係市町、防災関係機関の通報連絡</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 石巻地区広域行政事務組合消防本部の通報連絡</p> <p>(略)</p>	<p>①～③ （略）</p> <p>④ 県は、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項について、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう促すことなどに留意した上で、<u>県内各市町村、防災関係機関</u>、関係する指定地方行政機関及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。この際、国からP A Zを含む市町に通報連絡された情報と同様の情報について、U P Zを含む市町に連絡するものとする。</p> <p>⑤、⑥ （略）</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>(2) （略）</p> <p>3 関係市町、防災関係機関の通報連絡</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 石巻地区広域行政事務組合消防本部の通報連絡</p> <p>(略)</p> <p><u>通信連絡先一覧（資料3-2-3）参照</u></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・掲載箇所の適正化</p> <p>・掲載箇所の適正化 資料番号の整理</p>

頁	現 行 (平成28年2月修正)	修 正 案	備 考
45	<p>図3-2-1 緊急時通報連絡系統図</p>	<p>図3-2-1 緊急時通報連絡系統図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制庁の組織改編</li> <li>農林水産省の組織改編</li> <li>関係機関の意見反映</li> </ul>
46	<p>4 (略)</p> <p>5 一般回線が使用できない場合の対処</p> <p>原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、<b>J-ALERT</b>等多様な手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を関係する市町村に連絡するものとする。 (以下略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 一般回線が使用できない場合の対処</p> <p>原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、<b>N-ALERT</b>等多様な手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を関係する市町村に連絡するものとする。 (以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災基本計画の反映</li> </ul>

頁	現 行 (平成28年2月修正)	修 正 案	備 考
47	<p><b>第3節 原子力災害警戒体制</b></p> <p>1 県の警戒体制</p> <p>県は、原子力事業者から事故故障等発生のお知らせを受けた場合又は警戒事態等を検知した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害警戒体制をとるものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p><b>第3節 原子力災害警戒体制</b></p> <p>1 県の警戒体制</p> <p>県は、原子力事業者から事故故障等発生のお知らせを受けた場合又は警戒事態等を検知した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害警戒体制をとるものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>・記載の適正化</p>
48	<p>図3-3-1 県の原子力災害警戒配備体制組織及び所掌事務</p> <p>知事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理監             <ul style="list-style-type: none"> <li>危機対策課                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係機関との通報連絡に関すること。</li> <li>2 通信情報対策に関すること。</li> </ol> </li> <li>消防課                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災ヘリコプターに関すること。</li> <li>2 緊急消防援助隊の調整に関すること。</li> <li>3 県内消防本部（局）との連絡調整に関すること。</li> </ol> </li> <li>管財課                     <p>電話に関する通信対策に関すること。</p> </li> <li>広報課                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県広報媒体による広報の調整に関すること。</li> <li>2 報道機関との調整に関すること。</li> <li>3 県ホームページの運用に関すること。</li> </ol> </li> </ul> </li> <li>環境生活部長             <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力安全対策課                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国、関係市町及び原子力事業者との通報連絡に関すること。</li> <li>2 広報に関すること。</li> <li>3 環境放射線監視センターからの情報収集に関すること。</li> </ol> </li> <li>環境生活総務課                     <p>部内の人員配置等の調整に関すること。</p> </li> <li>環境放射線監視センター                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 モニタリングの強化及び原子力安全対策課との通報連絡に関すること。</li> <li>2 モニタリング班の編成の準備に関すること。</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul> <p>東部地方振興事務所 中部地方振興事務所 南部地方振興事務所 気仙沼地方振興事務所</p>	<p>図3-3-1 県の原子力災害警戒配備体制組織及び所掌事務</p> <p>知事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理監             <ul style="list-style-type: none"> <li>危機対策課                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係機関との通報連絡に関すること。</li> <li>2 通信情報対策に関すること。</li> </ol> </li> <li>消防課                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災ヘリコプターに関すること。</li> <li>2 緊急消防援助隊の調整に関すること。</li> <li>3 県内消防本部（局）との連絡調整に関すること。</li> </ol> </li> <li>管財課                     <p>電話に関する通信対策に関すること。</p> </li> <li>広報課                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県広報媒体による広報の調整に関すること。</li> <li>2 報道機関との調整に関すること。</li> <li>3 県ホームページの運用に関すること。</li> </ol> </li> </ul> </li> <li>環境生活部長             <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力安全対策課                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国、関係市町及び原子力事業者との通報連絡に関すること。</li> <li>2 広報に関すること。</li> <li>3 環境放射線監視センターからの情報収集に関すること。</li> </ol> </li> <li>環境生活総務課                     <p>部内の人員配置等の調整に関すること。</p> </li> <li>環境放射線監視センター                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1 モニタリングの強化及び原子力安全対策課との通報連絡に関すること。</li> <li>2 モニタリング班の編成の準備に関すること。</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul> <p>東部地方振興事務所 中部地方振興事務所 南部地方振興事務所 気仙沼地方振興事務所</p>	<p>・所管事務の整理</p>

頁	現 行 (平成28年2月修正)	修 正 案	備 考
49	<p>図3-3-2 県の原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）体制組織及び所掌事務</p>	<p>図3-3-2 県の原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）体制組織及び所掌事務</p>	
50	表3-3-1 (略)	表3-3-1 (略)	・所管事務の整理

頁	現 行 (平成28年2月修正)	修 正 案	備 考
51	<p>(2) 自然災害による配備基準との関係</p> <p>以下の場合、特別警戒本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとする。</p> <p>・宮城県に大津波警報が発表された場合又は県内で震度5弱、強を観測する地震が発生した場合</p> <p>また、以下の場合には自然災害への対応と連携して原子力災害対応に当たするため、災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施する。</p> <p>・県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合</p> <p>・宮城県に大津波警報が発表された場合又は県内で震度5弱、強を観測する地震が発生した場合において、警戒事態（ただし、大津波警報が発表された場合の警戒事態を除く）に該当する事象が発生した時</p> <p>その他、原子力災害対策指針による規定と自然災害等に関する県の配備基準に疑義が生じた場合は、上位となる本部体制のもとで対応を行うことを基本とする。</p> <p><del>なお、緊急事態区分に該当しないものの、原子力規制委員会が別に定める情報収集事態（所在市町において震度5弱、強を観測する地震が発生した場合）においても、特別警戒本部体制のもとで情報収集を実施することとする。</del></p>	<p>(2) 自然災害による配備基準との関係</p> <p>以下の場合、特別警戒本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施することとする。</p> <p>・原子力事業所所在市町で震度5弱、強を観測する地震が発生した場合（防災基本計画に定める情報収集事態に該当）</p> <p>また、以下の場合には自然災害への対応と連携して原子力災害対応に当たするため、災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施する。</p> <p>・原子力事業所所在市町で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合</p> <p>・宮城県に大津波警報が発表された場合</p> <p>・原子力事業所所在市町で震度5弱、強を観測する地震が発生した場合において、警戒事態に該当する事象が発生した場合</p> <p>その他、<u>防災基本計画及び</u>原子力災害対策指針による規定と自然災害等に関する県の配備基準に疑義が生じた場合は、上位となる本部体制のもとで対応を行うことを基本とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部要項の反映</li> <li>・自然災害に対するEALの考え方の反映</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>
51	<p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立</b></p> <p>1 県の緊急事態応急対策活動体制</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準及び体制</p>	<p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立</b></p> <p>1 県の緊急事態応急対策活動体制</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準及び体制</p>	
52	<p>◎ ~ ◎ (略)</p>	<p>◎ ~ ◎ (略)</p>	

頁	現 行 (平成28年2月修正)	修 正 案	備 考
53 54	<p>図3-4-1 県の災害対策本部の組織及び分掌事務（主要なもの）</p>	<p>図3-4-1 県の災害対策本部の組織及び分掌事務（主要なもの）</p>	<p>・組織名の変更</p>

頁	現 行 (平成28年2月修正)	修 正 案	備 考
55	<p>(2) 現地災害対策本部</p> <p><u>本部長は、原子力災害の特殊性にかんがみ、災害対策本部の設置と同時に、宮城県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>図3-4-2 県の現地本部の組織</p> 	<p>(2) 現地災害対策本部</p> <p><u>宮城県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、施設敷地緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときに設置するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>図3-4-2 県の現地本部の組織</p> 	<p>・自然災害による配備を考慮した修正</p>
56	(略)	(略)	・組織名の変更
57	(3) ~ (6) (略)	(3) ~ (6) (略)	

頁	現 行 (平成28年2月修正)	修 正 案	備 考																				
58	<p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等 (略)</p> <p>表3-4-4 原子力災害合同対策協議会（全体会議）の構成員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>構 成 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係市町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者</td> <td>本店緊急時対策本部副本部長 原子力事業者の代表者から権限を委任された者</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	関係機関	構 成 員	(略)	(略)	関係市町	(略)	原子力事業者	本店緊急時対策本部副本部長 原子力事業者の代表者から権限を委任された者	その他	(略)	<p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等 (略)</p> <p>表3-4-4 原子力災害合同対策協議会（全体会議）の構成員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>構 成 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係市町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>原子力事業者</td> <td>本店緊急時対策本部副本部長 <b>又は本店対策本部委員（取締役に限る）</b> 原子力事業者の代表者から権限を委任された者</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	関係機関	構 成 員	(略)	(略)	関係市町	(略)	原子力事業者	本店緊急時対策本部副本部長 <b>又は本店対策本部委員（取締役に限る）</b> 原子力事業者の代表者から権限を委任された者	その他	(略)	<p>・原子力事業者防災業務計画の反映</p>
関係機関	構 成 員																						
(略)	(略)																						
関係市町	(略)																						
原子力事業者	本店緊急時対策本部副本部長 原子力事業者の代表者から権限を委任された者																						
その他	(略)																						
関係機関	構 成 員																						
(略)	(略)																						
関係市町	(略)																						
原子力事業者	本店緊急時対策本部副本部長 <b>又は本店対策本部委員（取締役に限る）</b> 原子力事業者の代表者から権限を委任された者																						
その他	(略)																						
59	<p>3～4 (略)</p> <p>5 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>◎ (略)</p> <p>広域応援協定等 <u>(資料2-4-1)</u> 参照</p> <p>◎～◎ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>3～4 (略)</p> <p>5 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>◎ (略)</p> <p>広域応援協定等 <u>(資料2-7-1)</u> 参照</p> <p>◎～◎ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>・資料番号の整理</p>																				
60 61	<p>6～9 (略)</p> <p><b>第5～6節</b> (略)</p>	<p>6～9 (略)</p> <p><b>第5～6節</b> (略)</p>																					
69	<p><b>第7節 屋内退避、避難収容等の防護活動</b></p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等</p> <p>◎～◎ (略)</p>	<p><b>第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動</b></p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等</p> <p>◎～◎ (略)</p>	<p>・防災基本計画の反映</p>																				

頁	現 行 (平成28年2月修正)	修 正 案	備 考
70	<p><del>原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説 (資料3-2-6)</del></p> <p>㊦ 県は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、緊急時モニタリングの結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質に係る汚染状況調査に基づき、O I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、該当する市町村に対し、住民等に対する<del>避難又は一時移転若しくは屋内退避のための立ち退きの勧告又は指示</del>の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>なお、知事は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>㊦ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、<del>避難及びバスクリーニングや避難退域時検査等の</del>場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>㊦ 県は、<del>避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象</del>区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所・避難場所等における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>なお、県は、避難状況の確実な把握のため、指定された避難所・避難場所以外に避難をした場合等には、市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p> <p>㊦ 県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難や一時移転を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、<del>収容</del>施設の供与及びその他の</p>	<p>(削除)</p> <p>㊦ 県は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、緊急時モニタリングの結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質に係る汚染状況調査に基づき、O I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、該当する市町村に対し、住民等に対する<del>屋内退避又は避難の勧告等</del>の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>なお、知事は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p><del>㊦県及び国は相互に協力し、緊急事態区分の推移に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針、PAZ内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針及びUPZ内の一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む一時移転等の実施方針を作成するものとする。</del></p> <p><del>㊦市町村（市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは県）は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うものとする。</del></p> <p>㊦ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、<del>避難や避難退域時検査及び簡易除染の</del>場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>㊦ 県は、<del>避難勧告等が行われた</del>区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所・避難場所等における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>なお、県は、避難状況の確実な把握のため、指定された避難所・避難場所以外に避難をした場合等には、市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p> <p>㊦ 県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難や一時移転を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、<del>受入</del>施設の供与及びその他の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の掲載場所の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・防災基本計画の反映</li> <li>・防災基本計画の反映</li> <li>・原子力災害対策指針の反映</li> <li>・以下番号繰り下げ</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>

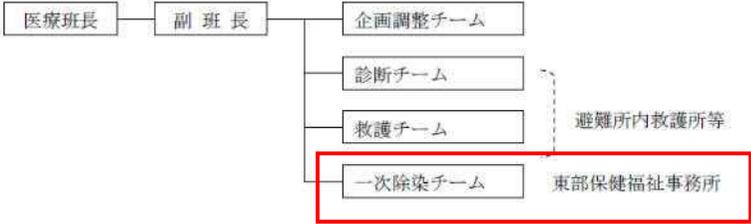
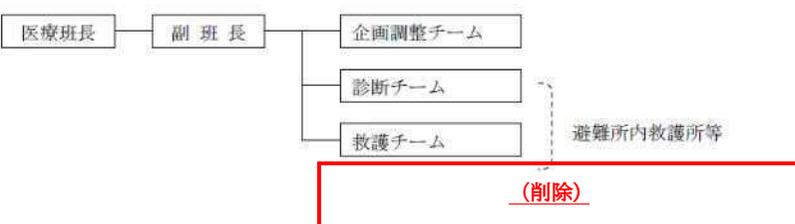
頁	現 行 (平成28年2月修正)	修 正 案	備 考
71	<p>災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、県は受入先の市町村と協議のうえ、避難や一時移転が必要な区域の市町村に対し避難所・避難場所等となる施設を示すものとする。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、<b>広域避難収容</b>に関する国の支援が必要であると判断した場合は、原子力災害対策本部等に対して要請するものとする。 (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2) 避難所等</p> <p>① 県は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ<b>避難及びブリーニング等の場所</b>の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所・避難場所等として開設することを支援するものとする。 なお、県は避難先自治体等からの情報を集約し、避難先の調整を行うものとする。</p> <p>② 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの避難所・避難場所等に<b>収容され</b>ている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。</p> <p>③ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難所・避難場所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所・避難場所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所・避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>④、⑤ (略)</p> <p>⑥ 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び<b>収容</b>状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>⑦、⑧ (略)</p>	<p>災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、県は受入先の市町村と協議のうえ、避難や一時移転が必要な区域の市町村に対し避難所・避難場所等となる施設を示すものとする。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、<b>広域的避難収容</b>に関する国の支援が必要であると判断した場合は、原子力災害対策本部等に対して要請するものとする。 (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) 避難所等</p> <p>① 県は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ、<b>避難所・避難場所等</b>の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所・避難場所等として開設することを支援するものとする。 なお、県は避難先自治体等からの情報を集約し、避難先の調整を行うものとする。</p> <p>② 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの避難所・避難場所等に<b>受入れ</b>ている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。</p> <p>③ 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難所・避難場所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所・避難場所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所・避難場所<b>等</b>における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>④、⑤ (略)</p> <p>⑥ 県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び<b>受入</b>状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>⑦、⑧ (略)</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

頁	現 行 (平成28年2月修正)	修 正 案	備 考
72	<p>(3) 広域一時滞在</p> <p>○ 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、<b>収容</b>状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への<b>収容</b>が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れが必要な場合は、都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。</p> <p>○ ～○ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>(略)</p> <p>○ 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z <b>内</b>の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、原子力規制委員会の判断に基づき、安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。</p> <p><b>県は</b>、国の原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。</p> <p>○ 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、安定ヨウ素剤の服用指示について、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。</p> <p><b>県は、関係市町等と連携し、</b><del>原子力災害対策本部の指示に基づき、</del>又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用の指示又は指示を伝達するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 要配慮者への配慮</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、<b>避難の勧告・指示等</b>があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客</p>	<p>(3) 広域一時滞在</p> <p>○ 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、<b>受入</b>状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への<b>受入れ</b>が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れが必要な場合は、都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。</p> <p>○ ～○ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>(略)</p> <p>○ 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z <b>を含む市町</b>の住民に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、原子力規制委員会の判断に基づき、安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。</p> <p><b>県及びP A Zを含む市町</b>は、国の原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。</p> <p>○ 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、安定ヨウ素剤の服用指示について、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。</p> <p><b>県及びP A Zを含む市町等</b>は、関係市町等と連携し、原子力災害対策本部の指示又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用の指示又は指示を伝達するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 要配慮者への配慮</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、<b>屋内退避又は避難の勧告等</b>があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考
73	<p>等を避難、他の医療機関への転院又は屋内退避させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。 （以下略）</p> <p>○ 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、<b>避難の勧告・指示等</b>があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を<b>避難又は屋内退避</b>させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>（7）学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、<b>避難の勧告・指示等</b>があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難又は屋内退避させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>（8）不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設は、原子力災害が発生し<b>避難の勧告・指示等</b>があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、<b>避難又は屋内退避</b>させるものとする。</p> <p>（9）警戒区域の設定、<b>避難の勧告・指示</b>の実効を上げるための措置</p> <p>本部長は、市町村等が設定した警戒区域もしくは<b>避難を勧告又は指示した区域</b>について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、<b>避難勧告又は指示</b>の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関と連携した運用体制を確立するものとする。</p> <p>（10）（略）</p> <p>2 独自の判断による措置</p> <p>（略）</p>	<p>見舞客等を<b>屋内退避又は避難、他の医療機関へ転院</b>させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。 （以下略）</p> <p>○ 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、<b>屋内退避又は避難の勧告等</b>があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を<b>屋内退避又は避難</b>させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p>（7）学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、<b>屋内退避又は避難の勧告等</b>があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難又は屋内退避させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>（8）不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設は、原子力災害が発生し<b>屋内退避又は避難の勧告等</b>があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、<b>屋内退避又は避難</b>させるものとする。</p> <p>（9）警戒区域の設定、<b>避難勧告等</b>の実効を上げるための措置</p> <p>本部長は、市町村等が設定した警戒区域もしくは<b>避難勧告等を行った区域</b>について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、<b>避難勧告等</b>の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関と連携した運用体制を確立するものとする。</p> <p>（10）（略）</p> <p>2 独自の判断による措置</p> <p>（略）</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>
74	<p>（1）～（3）（略）</p>	<p>（1）～（3）（略）</p>	

頁	現 行 (平成28年2月修正)	修 正 案	備 考
75	<p>(4) 防護措置の方法等</p> <p>I～II (略)</p> <p>III 被ばくの低減</p> <p>(略)</p> <p>浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数 <u>(資料3-7-3)</u> 参照</p> <p>IV 周辺市町への避難 県は、災害の状況及び緊急時モニタリングの結果等を考慮した上で、関係市町の計画とは異なる地域への避難が必要と認める場合において、県の災害対策本部において調整し、災害対策基本法に基づく広域一時滞在に係る協議等を行う上で特に必要な場合は、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し、避難住民等の受け入れ及び避難所・避難場所等の設置を要請するものとする。 (以下略)</p>	<p>(4) 防護措置の方法等</p> <p>I～II (略)</p> <p>III 被ばくの低減</p> <p>(略)</p> <p>浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数 <u>(資料3-7-2)</u> 参照</p> <p>IV 周辺市町への避難 県は、災害の状況及び緊急時モニタリングの結果等を考慮した上で、関係市町の計画とは異なる地域への避難が必要と認める場合において、県の災害対策本部において調整し、災害対策基本法に基づく広域一時滞在に係る協議等を行う上で特に必要な場合は、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し、避難住民等の受け入れ及び避難所・避難場所等の設置を要請するものとする。 (以下略)</p>	<p>・資料番号の整理</p> <p>・記載の適正化</p>
76	<p>V (略)</p> <p>(5) 避難・屋内退避の誘導</p> <p>(略)</p> <p>関係市町職員、消防職員・消防団員数等 <u>(資料3-7-4)</u> 参照</p> <p><b>第7節の2 治安の確保及び火災の予防</b></p> <p>1 治安の確保</p> <p>県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について警察本部及び宮城海上保安部と協議し、万全を期すものとする。特に、<u>避難のための立ち退きの勧告又は指示等</u>を行った地域及びその周辺においてパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等各種犯罪の未然防止に務めるものとする。</p> <p>2 火災の予防 (略)</p>	<p>V (略)</p> <p>(5) 避難・屋内退避の誘導</p> <p>(略)</p> <p>関係市町職員、消防職員・消防団員数等 <u>(資料3-7-3)</u> 参照</p> <p><b>第7節の2 治安の確保及び火災の予防</b></p> <p>1 治安の確保</p> <p>県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について警察本部及び宮城海上保安部と協議し、万全を期すものとする。特に、<u>避難勧告等</u>を行った地域及びその周辺においてパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等各種犯罪の未然防止に務めるものとする。</p> <p>2 火災の予防 (略)</p>	<p>・資料番号の整理</p> <p>・記載の適正化</p>
77	<p><b>第7節の3 飲食物の出荷制限、摂取制限等</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p><b>第7節の3 飲食物の出荷制限、摂取制限等</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p>	

頁	現 行 (平成28年2月修正)	修 正 案	備 考
78	<p>(3) 出荷制限、摂取制限等の措置</p> <p>(略)</p> <p>農林水産物関係の防災対策に当たる職員等 <u>(資料3-7-5)</u> 参照</p> <p><b>第8 緊急輸送活動</b></p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送体制の確立</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 本部長は、人員、車両等に不足が生じたときは、<u>資料2-3-9</u>の関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や周辺都道府県に支援を要請するものとする。</p> <p>○ (略)</p>	<p>(3) 出荷制限、摂取制限等の措置</p> <p>(略)</p> <p>農林水産物関係の防災対策に当たる職員等 <u>(資料3-7-4)</u> 参照</p> <p><b>第8 緊急輸送活動</b></p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送体制の確立</p> <p>○ (略)</p> <p>○ 本部長は、人員、車両等に不足が生じたときは、<u>資料2-6-12</u>の関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や周辺都道府県に支援を要請するものとする。</p> <p>○ (略)</p>	<p>・資料番号の整理</p>
79	<p><b>第9節 (略)</b></p> <p><b>第10節</b></p> <p><u>原子力災害医療協力機関の登録及び原子力災害拠点病院の指定により、十分な原子力災害医療体制が確保されるまでは、従来の医療体制(初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関)も維持されるものとする。</u></p> <p>1 原子力災害医療体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関係機関等への協力要請</p> <p>県災害対策本部長は、医療班の設置に当たり、必要と認められる場合は、<u>東北大学病院</u>、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）、日本赤十字社宮城県支部、<del>地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「宮城県立病院機構」という。）</del>等の医療機関並びに公益社団法人宮城県医師会（以下「宮城県医師会」という。）及び公益社団法人宮城県放射線技師会等に対し、医師、看護師、</p>	<p><b>第9節 (略)</b></p> <p><b>第10節</b></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1 原子力災害医療体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関係機関等への協力要請</p> <p>県災害対策本部長は、医療班の設置に当たり、必要と認められる場合は、<u>国立大学法人東北大学 東北大学病院（以下、「東北大学病院」という。）</u>、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）、日本赤十字社宮城県支部等の医療機関並びに公益社団法人宮城県医師会（以下「宮城県医師会」という。）及び公益社団法人宮城県放射線技師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放</p>	<p>・資料番号の整理</p> <p>・原子力災害医療体制整備状況の進展</p> <p>・記載の適正化</p>

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考														
80	<p>薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供について協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 医療班の活動</p> <p>医療班は、<del>必要に応じて原子力災害医療・総合支援センター等より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの指導を受けるなど</del>、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。(以下略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 医療班の組織及び業務</p> <p>○ 医療班の組織</p> <p>医療班は班長、副班長及び次に掲げる要員をもって構成するものとし、医療班の組織は図3-10-1のとおりとする。</p> <p>イ 医療機関要員（東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター、日本赤十字社石巻赤十字病院、<del>宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター</del>等派遣の要員）</p> <p>ロ～ト (略)</p> <p>図3-10-1 医療班の組織図</p>  <p>○ (略)</p>	<p>放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供について協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 医療班の活動</p> <p>医療班は、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。(以下略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 医療班の組織及び業務</p> <p>○ 医療班の組織</p> <p>医療班は班長、副班長及び次に掲げる要員をもって構成するものとし、医療班の組織は図3-10-1のとおりとする。</p> <p>イ 医療機関要員（東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター、日本赤十字社石巻赤十字病院等派遣の要員）</p> <p>ロ～ト (略)</p> <p>図3-10-1 医療班の組織図</p>  <p>○ (略)</p>	<p>・記載の適正化（原子力災害医療派遣チーム活動要領に基づく修正）</p> <p>・記載の適正化 ・原子力災害医療体制への移行に伴う修正</p>														
81	<p>表3-10-1 医療班のチーム編成</p> <table border="1" data-bbox="168 1268 1019 1452"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編 成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>診断チーム</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><del>一次除染手 ＝ム</del></td> <td><del>医師、各県保健所職員で編成。東部保健福祉事務所等に設置。</del></td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	編 成	(略)	(略)	診断チーム	(略)	<del>一次除染手 ＝ム</del>	<del>医師、各県保健所職員で編成。東部保健福祉事務所等に設置。</del>	<p>表3-10-1 医療班のチーム編成</p> <table border="1" data-bbox="1052 1268 1892 1396"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編 成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>診断チーム</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	編 成	(略)	(略)	診断チーム	(略)	<p>・原子力災害医療体制への移行に伴う修正</p> <p>・原子力災害医療体制への移行に伴う修正</p>
チーム名	編 成																
(略)	(略)																
診断チーム	(略)																
<del>一次除染手 ＝ム</del>	<del>医師、各県保健所職員で編成。東部保健福祉事務所等に設置。</del>																
チーム名	編 成																
(略)	(略)																
診断チーム	(略)																

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考														
82	<p>◎ 医療班の業務</p> <p>(略)</p> <p>表3-10-2 医療班の業務</p> <table border="1" data-bbox="165 295 1016 488"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編 成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>診断チーム</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><del>一次除染チーム</del></td> <td><del>1 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び除染に関すること。</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 原子力災害医療活動の実施</p> <p><del>原子力災害医療活動の実施は、図3-10-2(1)で示す系統図に従って行うものとする。</del></p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 放射線被ばく診断（スクリーニング）の実施  <del>診断チームは開設した診療所において、必要に応じて原子力災害医療派遣チームの指導・助言を受けるなどにより、住民等の汚染検査を行いOILに基づく除染等を実施するとともに、被ばく線量の推定を行うものとする。</del></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>初期被ばく医療機関への搬送</u></p> <p><u>救護チームは、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、女川町地域医療センター及び石巻市立病院※の初期被ばく医療機関に搬送するものとする。</u></p> <p><u>※ 現在休止中</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>(5) 二次被ばく医療機関又は高度被ばく医療支援センターへの搬送</u></p> <p><u>医療班長は、(2)の検査及び除染等の実施により、更に専門的な医療が必要</u></p>	チーム名	編 成	(略)	(略)	診断チーム	(略)	<del>一次除染チーム</del>	<del>1 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び除染に関すること。</del>	<p>◎ 医療班の業務</p> <p>(略)</p> <p>表3-10-2 医療班の業務</p> <table border="1" data-bbox="1046 295 1897 432"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編 成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>診断チーム</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 原子力災害医療活動の実施</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 放射線被ばく診断（スクリーニング）の実施          診断チームは、住民等の汚染検査を行いOILに基づく除染等を実施するとともに、被ばく線量の推定を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>原子力災害拠点病院の対応</u></p> <p><u>原子力災害拠点病院は、汚染の有無に関わらず搬送された傷病者を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。</u>  <u>また、原子力災害が発生した立地道県内等において救急医療を行う「原子力災害医療派遣チーム」を配置する。</u></p> <p><u>(5) 原子力災害医療協力機関の対応</u></p> <p><u>原子力災害医療協力機関は、実施できる機能に応じて、原子力災害時において行われる診療や県等が行う原子力災害対策等を支援する。</u></p> <p><u>(6) (削除) 高度被ばく医療支援センターへの搬送</u></p> <p><u>原子力災害拠点病院で(2)の検査、除染及び(4)の診療等の実施により、</u></p>	チーム名	編 成	(略)	(略)	診断チーム	(略)	<p>・原子力災害医療体制への移行に伴う修正</p> <p>・原子力災害医療体制への移行に伴う修正</p> <p>・原子力災害医療体制への移行に伴う修正</p> <p>・原子力災害医療体制への移行に伴う修正</p> <p>・原子力災害医療体制への移行に伴う修正</p>
チーム名	編 成																
(略)	(略)																
診断チーム	(略)																
<del>一次除染チーム</del>	<del>1 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び除染に関すること。</del>																
チーム名	編 成																
(略)	(略)																
診断チーム	(略)																

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考
84	<p>となった場合には、被ばく患者を東北大学病院、<u>国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター（宮城県立病院機構宮城県立循環器・呼吸器病センター内）の二次被ばく医療機関又は高度被ばく医療支援センターである弘前大学、放射線医学総合研究所等に搬送するものとする。</u>この際、二次被ばく医療機関へは原則として救護チームが搬送を行うものとし、高度被ばく医療支援センターへは関係機関の協力を得て空路又は陸路にて搬送を行うものとする。</p> <p>(追加)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><del>図3—10—2 原子力災害医療活動等実施系統図</del></p> <p><b>第11節 労働災害時の被ばく医療活動</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 原子力発電所における初期対応</p> <p>原子力発電所において作業員等が従事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、<u>女川町地域医療センター及び石巻市立病院※</u>の初期被ばく医療機関に消防機関の協力を得て搬送するものとする。</p> <p>※現在休止中</p> <p>(2) <u>初期被ばく医療機関</u>における対応</p> <p><u>初期被ばく医療機関は、搬送された患者に対して、除染、救急措置等の初期被ばく医療を実施するものとする。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>(3) 二次被ばく医療機関又は高度被ばく医療支援センターへの搬送</u></p> <p><u>初期被ばく医療の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、関係機関は、被ばく患者を消防機関の協力を得て東北大学病院及び国立病院機構仙台医療センターの二次被ばく医療機関又は関係機関の協力を得て空路又は陸路にて</u></p>	<p><u>更に専門的な医療が必要となった場合には、(削除) 関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター（弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、広島大学、長崎大学）に搬送するものとする。</u></p> <p><u>(7) 原子力災害医療派遣チーム</u></p> <p><u>原子力災害が発生又はそのおそれがある場合において、原子力災害の緊急事態応急対策の段階における被災道府県の救急医療等を行う。</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>第11節 労働災害時の被ばく医療活動</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 原子力発電所における初期対応</p> <p>原子力発電所において作業員等が従事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を日本赤十字社石巻赤十字病院、<u>東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等原子力災害拠点病院</u>に消防機関の協力を得て搬送するものとする。</p> <p>(2) <u>原子力災害拠点病院</u>における対応</p> <p><u>原子力災害拠点病院は、汚染の有無に関わらず搬送された傷病者を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。</u></p> <p><u>(3) 原子力災害医療協力機関の対応</u></p> <p><u>原子力災害医療協力機関は、実施できる機能に応じて、原子力災害拠点病院や県等が行う原子力災害医療活動に準じた応急対策等を支援する。</u></p> <p><u>(4) 高度被ばく医療支援センターへの搬送</u></p> <p><u>原子力災害拠点病院で診療等の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、原子力災害医療活動に準じて、関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター（弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開</u></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・原子力災害医療派遣チーム活動要領の反映</p> <p>・番号繰り下げ</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・原子力災害医療体制への移行に伴う修正</p> <p>・原子力災害医療体制への移行に伴う修正</p> <p>・以下番号繰り下げ</p> <p>・原子力災害医療体制への移行に伴う修正</p>

頁	現 行（平成28年2月修正）	修 正 案	備 考
85	<p>高度被ばく医療支援センターである弘前大学、<u>放射線医学総合研究所</u>等に搬送するものとする。</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><b>第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置</p> <p>(1) 事故発生等の通報連絡</p> <p>原子力事業者の連絡責任者は、原子力事業者防災業務計画に基づき、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、連絡系統図(<u>資料3-11-1</u>)により、県をはじめ内閣官房、原子力規制委員会、国土交通省、事故発生場所を管轄する市町村、消防署、警察署、宮城海上保安部等に、特定事象発生通報様式(<u>資料3-11-2</u>)を用いて文書を送信することとなっている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとなっている。</p>	<p><u>発機構、広島大学、長崎大学</u>に搬送するものとする。</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><b>第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 当該運搬を委託した原子力事業者のとりべき措置</p> <p>(1) 事故発生等の通報連絡</p> <p>原子力事業者の連絡責任者は、原子力事業者防災業務計画に基づき、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、連絡系統図により、県をはじめ内閣官房、原子力規制委員会、国土交通省、事故発生場所を管轄する市町村、消防署、警察署、宮城海上保安部等に、特定事象発生通報様式を用いて文書を送信することとなっている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとなっている。</p> <p><u>女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画(資料1-2-2)参照</u></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・重複資料の削除</p> <p>・参照資料の整理</p>
86	<p><b>第13節 (略)</b></p> <p><b>第14節 行政機関の業務継続に係る措置</b></p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が<u>避難のための立ち退きの勧告又は指示</u>を受けた地域に含まれる場合、業務継続計画等を踏まえ、退避先を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が<u>避難のための立ち退きの勧告又は指示</u>を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、<u>当該勧告又は指示</u>を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p>	<p><b>第13節 (略)</b></p> <p><b>第14節 行政機関の業務継続に係る措置</b></p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が<u>避難勧告等</u>を受けた地域に含まれる場合、業務継続計画等を踏まえ、退避先を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が<u>避難勧告等</u>を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、<u>当該勧告等</u>を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

頁	現行（平成28年2月修正）	修正案	備考
87	<p style="text-align: center;"><b>第4章 原子力災害中長期対策</b></p> <p><b>第1～6節</b> (略)</p> <p><b>第7節 災害地域住民等に係る記録等の作成</b></p> <p>1 災害地域住民等の記録</p> <p>(略)</p> <p style="padding-left: 40px;">被災地住民登録様式 <u>(資料4-5-1)</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p><b>第8～13節</b> (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 原子力災害中長期対策</b></p> <p><b>第1～6節</b> (略)</p> <p><b>第7節 災害地域住民等に係る記録等の作成</b></p> <p>1 災害地域住民等の記録</p> <p>(略)</p> <p style="padding-left: 40px;">被災地住民登録様式 <u>(資料4-7-1)</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p><b>第8～13節</b> (略)</p>	<p>・資料番号の整理</p>

現行

表 1-4-2 緊急事態区分とEALの枠組み

緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
原子炉停止機能	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。		原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。
原子炉冷却機能 (冷却材漏えい)	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生 <u>すること</u> 。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の <u>炉心冷却装置</u> による当該原子炉への注水ができないこと。
原子炉冷却機能 (給水・注水)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、 <u>全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）</u> による注水ができないこと。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての <u>非常用の炉心冷却装置</u> による当該原子炉への注水ができないこと。
原子炉冷却機能 (残留熱除去)	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去 <u>する機能が喪失した場合</u> において、当該原子炉から残留熱を <u>除去する全ての機能が喪失すること</u> 。	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去 <u>する機能が喪失した場合</u> において、当該原子炉から残留熱を <u>除去する全ての機能が喪失した</u> ときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
原子炉冷却機能 (炉心損傷)			炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。
電源供給機能 (交流電源)	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上、 <del>（原子炉施設に設ける電源設備が原子力規制委員会規則の基準に適合しない場合には、5分以上）</del> 継続すること。	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上、 <del>（原子炉施設に設ける電源設備が原子力規制委員会規則の基準に適合しない場合には、30分以上）</del> 継続すること。
電源供給機能 (直流電源)		非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。

緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
原子炉停止中水位	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。
使用済燃料プール水位	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
格納容器圧力逃がし装置の使用		原子炉の炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	
格納容器機能		原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
放射性物質の閉じ込めに関する機能  * 右欄において* 障壁* とは、燃料被覆管、原子炉冷却系配管、格納容器等の放射性物質を閉じ込める機能のことを指す。	燃料被覆管障壁* もしくは原子炉冷却系障壁* が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁* もしくは原子炉冷却系障壁* が喪失すること。	燃料被覆管の障壁* が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁* が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁* 及び原子炉冷却系の障壁* が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁* 若しくは原子炉冷却系の障壁* が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁* が喪失すること。	燃料被覆管の障壁* 及び原子炉冷却系の障壁* が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁* が喪失するおそれがあること。
原子炉制御室	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。

緊急事態区分 分類	警戒事態等 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	
火災又は溢水	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全上重要な構築物、系統又は機器（「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	
外的事象及び その他事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>・当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>・当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</li> <li>・オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</li> </ul>	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
周辺監視区域 放射線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により1 $\mu$ S v / h 以上を検出*	原子力事業所の境界付近において原災法第11条第1項の規定による放射線測定設備で5 $\mu$ S v / h 以上を検出	左記の設備及び原災法第15条第1項第1号の規定による放射線測定設備で5 $\mu$ S v / h 以上を検出
周辺監視区域 放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	左記の場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合

※ 警戒事態に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの

(注) この計画において、各緊急事態区分に該当する事象については、原災法等の枠組みに基づき、警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態をそれぞれ警戒事象・特定事象・原子力緊急事態と表現することがあるほか、警戒事態等に対して警戒事象等と表現することがある。

## 修正案

表 1-4-2 緊急事態区分とEALの枠組み

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準

緊急事態区分 分類	警 戒 事 態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
原子炉停止機能	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。		原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。
原子炉冷却機能 (冷却材漏えい)	原子炉の運転中に保安規定（ <u>原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。</u> 以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、 <u>非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもの</u> のいずれかによる注水が直ちにできないこと。	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての <u>非常用炉心冷却装置等</u> による注水が直ちにできないこと。
原子炉冷却機能 (給水・注水)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、 <u>非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するもの</u> による注水が直ちにできないこと。	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての <u>非常用炉心冷却装置等</u> による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。
原子炉冷却機能 (残留熱除去)	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、 <u>残留熱除去系装置等により</u> 当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、 <u>残留熱除去系装置等により</u> 当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
原子炉冷却機能 (炉心損傷)			炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。

緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
電源供給機能 (交流電源)	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が <u>30分以上</u> 継続すること。	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が <u>1時間以上</u> 継続すること。
電源供給機能 (直流電源)		非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
原子炉停止中水位	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する <u>もの</u> に限る。）が作動する水位まで低下した <u>場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</u>	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する <u>もの</u> に限る。）が作動する水位まで低下した <u>場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</u>
使用済燃料プール水位	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
格納容器圧力逃がし装置の使用		原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	
格納容器機能		原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。

緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
放射性物質の閉じ込めに関する機能  *右欄において「障壁」とは、燃料被覆管、原子炉冷却系配管、格納容器等の放射性物質を閉じ込める機能のことを指す。	燃料被覆管障壁*若しくは原子炉冷却系障壁*が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁*若しくは原子炉冷却系障壁*が喪失すること。	燃料被覆管の障壁*が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁*が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁*及び原子炉冷却系の障壁*が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁*若しくは原子炉冷却系の障壁*が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁*が喪失すること。	燃料被覆管の障壁*及び原子炉冷却系の障壁*が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁*が喪失するおそれがあること。
原子炉制御室	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	
火災又は溢水	重要区域（ <u>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。</u> ）において、火災又は溢水が発生し、 <u>同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（「安全機器等」という。）</u> の機能の一部が喪失するおそれがあること。	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	

緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
外的事象及び その他事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該<u>原子力事業所所在市町</u>において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>当該<u>原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区</u>において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</li> <li><u>オンサイト統括</u>が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</li> </ul>	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
周辺監視区域 放射線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出*	原子力事業所の境界付近において <u>原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令で定める基準</u> （原災法第11条第1項の規定による放射線測定設備で $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出	<u>原子力事業所の境界付近において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令で定める基準</u> （左記の設備及び原災法第15条第1項第1号の規定による放射線測定設備で $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出
周辺監視区域 放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	左記の場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合

\* 警戒事態に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの

(注) この計画において、各緊急事態区分に該当する事象については、原災法等の枠組みに基づき、警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態をそれぞれ警戒事象・特定事象・原子力緊急事態と表現することがあるほか、警戒事態等に対して警戒事象等と表現することがある。

実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準

緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)
使用済燃料プール水位	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。
外的事象及び その他事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</li> <li>オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</li> </ul>	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
周辺監視区域 放射線量率	原子力事業所に設置されたモニタリングポスト又は周辺に設置されたモニタリングステーション等により $1 \mu S v / h$ 以上を検出*	原子力事業所の境界付近において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令で定める基準（原災法第11条第1項の規定による放射線測定設備で $5 \mu S v / h$ ）以上を検出	原子力事業所の境界付近において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令で定める基準（左記の設備及び原災法第15条第1項第1号の規定による放射線測定設備で $5 \mu S v / h$ ）以上を検出
周辺監視区域 放射性物質濃度等		排気筒、排水口その他これらに類する場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合	左記の場所において、原子力事業所の境界付近に達した場合に前項の線量に相当するとして定める放射能水準に至った場合

\* 警戒事態に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの